

平成29・30年度 第1回高崎市公民館運営審議会 会議録

開催日時 平成29年7月14日（金）午後1時30分から2時50分

開催場所 高崎市中央公民館 第1集会室

議題 公民館運営審議会長、副会長の選出について

公開・非公開区分 公開

出席委員（18人）

相模透委員 ・ 関崇裕委員 ・ 岩井真委員 ・ 小屋美香委員
綾部園子委員 ・ 松本賢一委員 ・ 飯野茂委員 ・ 山崎紫生委員
小見勝栄委員 ・ 吉村晴子委員 ・ 関正委員 ・ 山口堅二委員
中司恵理委員 ・ 丸茂ひろみ委員 ・ 松田裕子委員 ・ 新利恵子委員
高山和一郎委員 ・ 堤香代子委員

欠席委員（2人）

樋口克己委員 ・ 森周子委員

成立 高崎市公民館運営審議会規則 第4条第2項による

事務局出席者

松田匡子中央公民館長・土谷真由美社会教育課長・黒崎喜由教育担当係長
櫻井衛次長・錦部光樹次長・塚越康弘次長・横尾律男次長・富丘高行次長
大野雅美主査・関口慎一主査

傍聴定員 5人

傍聴者数 0人

所管部課名 教育部高崎市中央公民館

平成29・30年度 第1回高崎市公民館運営審議会 議事録

議事

公民館運営審議会長、副会長の選出について

中央公民館長：会長が選出されるまでの間、暫時議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、公民館運営審議会長、副会長の選出を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 会長、副会長の選出は高崎市公民館運営審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選によることとなっています。

中央公民館長：ただ今、事務局から会長、副会長は委員の互選によると説明がございました。皆様のご意見はいかがでしょうか。

委員： 事務局に一任したいと思います。

中央公民館長：ただ今、事務局に一任というご意見をいただきましたが、それでよろしいでしょうか。それでは、事務局案の提出をお願いします。

事務局： 会長に山崎委員、副会長に小見委員を提案させていただきます。山崎委員は平成16年度から20年度に高崎市生涯学習推進協議会委員を歴任されるとともに、高崎商科大学においても地域連携事業に携わってこられました。高崎商科大学退官後の現在も、公民館運営に深く関わり活動されていらっしゃいます。また、平成27・28年度公民館運営審議会においては会長を務められ、答申の作成にご尽力をいただきました。小見委員は、教育委員、そして教育委員長としてご活躍いただき、現在も学童クラブの代表として、地域において活躍されていらっしゃいます。また、平成27・28年度公民館運営審議会においては副会長を務めていただきました。

中央公民館長：ただ今、事務局から会長に山崎委員、副会長に小見委員をお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

～一同、拍手で承認～

中央公民館長：皆様の手をもちまして承認いただいたものといたします。会長に山崎委

員、副会長に小見委員が選出されました。

先程、配布させていただきました委員名簿（案）の（案）を削除してください。それでは、山崎会長、小見副会長には会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。就任にあたりまして、山崎会長、小見副会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長： 会長に選出していただきました、山崎でございます。この2年間は、個人ではやりえなかったことをチームとしてやれたと思っています。答申につきましては、専門委員の皆様には、格別なお力添えをいただき、本当にありがとうございました。今期も皆様のお力添えをいただき、任務を果してまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

副会長： 前期に続き、会長とコンビを組んで進めていくことになりました。誠意をもって、仕事に取り組みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中央公民館長： ありがとうございます。それでは山崎会長には、審議会規則第4条第1項の規定により、以後の進行をよろしくお願いいたします。

会長： それでは、平成27・28年度の答申の概要をご説明させていただきます。お手元の答申をご覧ください。詳細につきましては、お読みいただければ幸いに存じます。それでは、1ページをお開きください。「これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方について」という諮問をいただき、「これからの地域社会に求められる新しい公民館事業のあり方」、「望ましい施設提供のあり方」が検討を要する事項として挙げられております。これに対し、答申を作成させていただきました。

次のページの中段をご覧ください。公民館がどういう状況にあるかということが書かれています。公民館の基幹事業は、学習支援事業と地域づくり支援事業です。現在の公民館は、学習の成果を地域の課題解決に生かすという地域づくり支援事業がおろそかになっているのではないかと、貸館化しているのではないかと。これは当市だけではなく、全国的に指摘されていることです。第5段落では、一方で、家庭と地域の教育力を高める活動、地域の高齢化に対応する活動、子育て・地域福祉関連の活動、地域の活性化を目指す「まちづくり」、防災・防犯対策、地球環境問題など、現代的課題解決のために、個人で学ぶのではなく、お互いに学び合う機会が求められていることを指摘しています。そのようなことを前提に、最終段落では、社会情勢の変化、行政改革の推進、これまでの実績と現状等を踏まえながら、高崎市の公民館のあり方を見直し、施設の役割や利用の幅を広げるとともに、住民の利便性向上を図り、また、地域コミュニティの形成、希薄にな

っている人と人とのつながりの再生等、多様な住民ニーズに応えられる施設としての公民館のあり方について提案がまとめられたことが述べられています。

目次にお戻りください。答申Ⅰは「これからの地域社会に求められる新しい公民館事業のあり方」で、答申Ⅱが「望ましい施設提供のあり方」です。答申Ⅰは、「1 地域課題解決、地域づくりにつながる学習提供」、「2 学習成果を生かすシステムづくり」、「3 地域資源の活用による地域づくり」、「4 ボランティア等養成事業の充実」、「5 学校、市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働」という観点から答申をまとめました。

答申Ⅱは、「1 地域づくりの拠点としての公民館」、「2 公民館利用ガイドラインの見直し」、「3 公民館図書室のあり方」、「4 公民館職員体制のあり方」、「5 施設の整備・充実」という観点からまとめてあります。

内容を簡単に説明させていただきます。4ページ、「1 地域課題解決、地域づくりにつながる学習提供」、第2段落、公民館事業は、常に地域に向けて開かれたものでなければなりません。生活スタイルが多様化した現代、地域の課題も多様化しています。現在の課題を掘り起こし、将来起こりうる課題に備え、公民館での学びを通して個人の課題から地域課題として共有していく必要があります。個人の課題であっても個人の課題として留めるのではなく、地域課題として共有することが重要です。「(1) 公民館4事業の見直し」では、本市の公民館事業の見直しを提案しています。5ページの「(2) 地域課題に関する学習機会の充実」では、公民館には福祉・医療、防災や安全等、現代的課題に関する学習機会の提供が求められています。学習課題化を図っていくプロセス自体を住民主体の学習として位置づけることが期待されています。つまり、地域住民が個人の課題から地域の課題として、皆で一緒に学ぶということです。そして、自分たちの地域の課題は自分たちで解決する、住民の主体的な地域づくりが求められています。職員は、このようなことを念頭に置き、住民と一緒に様々な講座等を企画したらいいのではないかとというような提案をしています。

6ページ、「2 学習成果を生かすシステムづくり」、個人の趣味、興味に基づいた、いろいろな活動を地域で利用していただく。例えば、老人会のために使っていただくとか、いろいろやり方はあると思います。地域の様々な問題を解決するために、学習の成果を生かすことが求められているということです。

7ページ、「3 地域資源の活用による地域づくり」、地域資源は、人、自然、場所等、いろいろあります。地域の課題を解決するために地域資源を活用するということです。世代間交流がない場合、例えば、新しいお祭りをする。観光資源を活用して、地域の経済を活性化する、地域振興に資するような計画に基づき実行する。それを公民館に支援してほしいということです。地域資源をどう生かしたらよいか提案しています。

9ページ、「4 ボランティア等養成事業の充実」、ボランティアの養成、特に

人材育成については、様々な養成講座が必要であり、それは当然の要求だと思えます。

10ページ、「5 学校、市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働」、地域の課題解決、地域づくりにつなげるような事業の実施は、公民館だけでは限界があります。地域団体、機関との連携・協働が不可欠だということを指摘し、その方法をいくつか提案しています。機関等の中には、学校も含まれます。以上が答申Ⅰです。

次に、答申Ⅱ「望ましい施設提供のあり方」を説明させていただきます。13ページ、「(2) 地域づくりの拠点としての役割の強化」、公民館は学習の拠点、地域づくりの拠点であり、事業を展開するところです。そういう意味で、今までもいろいろな課題を通し、公民館は適切な活動、支援を行ってききましたが、特に最近、新たな地域づくり、地域の経済的な活性化、地域振興に資するような事業の展開が望まれています。趣味や教養の講座・学級だけでなく、生活課題や地域課題に根差した学習を行い、その成果を地域コミュニティの再生に生かすことが期待されています。すなわち、従来の社会教育施設としての機能だけでなく、地域づくりの拠点としての役割が求められています。また、最近では、地方創生の施策とあいまって、地域の人々が地域課題を地域資源や人材を生かして「コミュニティ・ビジネス」で解決するという実践が展開されています。限界集落のようなどころでは、高齢化と人手不足等の問題があり、絶望的などころも多々あると聞いています。そのようなところでは、地域の特産品を生かして商品化しているところもあります。例えば、高齢者が葉っぱ等を集めて販売し、それを地域の活性化に資するようにしていく。地方創生という観点から、地域の特産物を生かした商品化など、学習成果を今までとは違ったやり方で生かすということが公民館に求められていると提案させていただきました。

「2 公民館利用ガイドラインの見直し」、公民館をいろいろな人に使っていただくためには、職員はどのようなサービスを提供したらよいのか。公民館利用のガイドラインの見直しが必要だと思います。他市のガイドラインも参考にして、より使い勝手がよいガイドラインを作成していただきたいという希望です。

14ページは「3 公民館図書室のあり方」、15ページは「4 公民館職員体制のあり方」です。提案13の③をご覧ください。公民館の講座・学級が地域課題や生活課題の解決に必要なとされる学習であるためには、地域課題の吸い上げや分析力が必要です。そのためには学校関係者や民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、NPOなどの関係団体のリーダー等と積極的な話し合いを行い、「顔の見える」関係を築いていきましょう。公民館職員には、公民館と地域をつなぐコーディネーターという役割がますます期待されているということをここで述べさせていただきました。

16ページ、「(2) 公民館職員体制の充実」についての提案、「5 施設の整備・

充実」で、老朽化した公民館への対応、ロビーの整備等の提案をさせていただきました。17ページの③、今、管理人を募集している公民館もありますが、管理人室の教室としての活用を提案させていただきました。

18ページ、「おわりに」では、これからの公民館のあり方について次のように指摘しています。公民館の根幹をなす機能は、学習支援機能と地域づくり支援機能ですが、これらに基づき、それぞれの公民館が今、そしてこれから、住民や地域の要請に応えるためには、何をすべきか。果すべき役割は何か。それを明確にすることによって、公民館の未来を描くことができるのではないのでしょうか。公民館には、学習支援と地域づくり支援による新しい事業展開が求められています。私たちもそれに向け、しっかり活動していきたいと思っています。

説明は以上でございます。

報告連絡事項

事務局 ・平成29年度高崎市公民館運営審議会日程及び委員に関わる公民館行事について
て
・第39回全国公民館研究集会兼第58回関東甲信越静公民館研究大会群馬大会について

会長： まだ、時間がありますので、これだけは話しておきたいというようなことがありましたら、よろしくをお願いします。

学識経験者B：ブロック長さんがいらっしゃるので、答申の内容や現状等について、自分の公民館に当てはめてでも、個人的な感想でも結構ですので、現場の声を聞きたいと思います。

会長： では、第1ブロック長からお願いします。

事務局（第1ブロック長）：答申いただいたことについて、第1ブロックでは意識して事業を実施しています。第1ブロックは旧市の中心部にある地域なので、別の課題もあります。そういったものも含め、主事たちと一緒に考えていきたいと思っています。答申いただいたことに対し、すべて対応できるということではないでしょうが、照らし合わせて、しっかり考えていきたいと思っています。

事務局（第2ブロック長）：第2ブロックは塚沢公民館、東部公民館、佐野公民館、中居公民館、矢中公民館で、各館によって状況は異なり、利用人数にも差があります。利用状況については、ブロック内で、若い世代の利用を促すにはどうしたらよい

のかを話し合っています。

事務局（第3ブロック長）：第3ブロックの課題も公民館の利用率の低下です。ブロック会議で、利用者が増加するような方策について、話し合っています。箕郷公民館の利用者数は3万人を超えていましたが、28年度は下回ってしまいました。そこで、どうしたらよいか考え、大学のオープンキャンパスのようなことを4月から試験的に行いました。また、夏には、各地区館では子ども向けの事業を開催しますが、当館は「サマー公民館」と名付け、開催します。学習する場を提供するだけでなく、発表の場を提供し、利用者の増加に結びつけられるよう、お祭りの開催などを行っています。

事務局（第5ブロック長）：第5ブロックは、乗附公民館、片岡公民館、寺尾公民館、城山公民館、南八幡公民館、吉井公民館の6館です。答申のすべてを取り入れることは難しいですが、できることは反映させたいと思っています。全国的に公民館の利用率は低下傾向にあり、利用率を上げることは大きな課題だと思います。利用人数が多ければ良いという考えもある一方、事業に対し非常に良かった、もう1回やってほしいという評価を得る、サークル活動につながるような事業の実施ができればよいと思います。公民館は、量的な指標よりも質が求められる時代になっていくと思います。民間委託、指定管理制度を導入しているところもありますが、高崎市はすべての公民館が直営で、運営しております。各公民館では、地区ごとに特色ある事業を行なっています。今後はもう1館増える予定ですが、それぞれの公民館の特色をもっと出すことができれば、良いと思っています。

副会長： もう1館はどこにできるのですか。

社会教育課長： 予定ですが、榛名地区の久留馬という地域です。

会長： 開館の予定はいつですか。

社会教育課長： 現在、遺跡調査中です。来年、建設予定で、その後になります。

事務局（第7ブロック長）：第7ブロックの状況を説明させていただきます。第7ブロックも近年、利用者数は減少しており、団体の利用が徐々に減ってきています。1団体当たりの利用人数の減少、統合しているようなサークルもあり、サークル数も減少しています。「高崎市の公民館」の89ページの金古公民館から98ページの金古南足門公民館までが第7ブロックです。第7ブロックの特色は、各館で公民館に人が集まるような仕組みを作っており、フェスティバル、地域の新しい祭り、

地域住民の世代間交流事業を実施しています。実行委員会形式をとっており、地域の方が主体となって、フェスティバル、祭りを開催しています。いろいろな方が交流するようなきっかけづくりができていることは誇れることだと思っています。また、第7ブロックは、旧群馬町地域ですが、合併と同時に、それまで児童館であったものを公民館として使用し、児童館の機能も引き継いでいます。平日の午後、学童保育、学童クラブに行くことができない小学生が、学校から帰った後に毎日、公民館に遊びに来ます。中学生も来ることがあります。93ページ、堤ヶ岡公民館の子ども支援事業が、今、お話しした事業です。28年度の年間延べ人数が4,844人、214回、1日当たり20～30人の子どもたちが遊びに来ています。今後も良いところは伸ばしていきたいと思っております。

会長： ありがとうございます。各館、それぞれ特色ある事業を行なっており、大変、心強く思いました。他に何かありますか。では、本日の審議会はこれで終了いたします。

閉会

事務局： 次回の審議会は9月25日（月）午後1時30分からの開催となっております。ご案内を差し上げますが、開催場所は、東公民館でございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議회를終了いたします。ご協力ありがとうございました。